

# 筑西市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

H26.11

## 1 行動計画策定の背景

新型インフルエンザ等の対策は、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成25年4月13日に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す筑西市の行動計画をすることになった。

## 2 行動計画の概要

### (1) 対象とする感染症

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザ）
- ③ 新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

※いずれも、全国的かつ急速なまん延により重大な影響を与えるおそれのあるものに限定

### (2) 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

### (3) 対策の基本的考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し行動する。

### (4) 対策推進のための役割分担

機関等	役割分担
国	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進</li><li>・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援</li><li>・ ワクチンやその他の医薬品の調査、研究の推進</li><li>・ 新型インフルエンザ等に関する調査、研究に係る国際協力</li></ul>

機関等	役割分担
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li> <li>・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う</li> <li>・市町村における対策実施を支援、調整</li> <li>・医療体制の整備、確保や感染拡大抑制の対策を実施</li> </ul>
筑西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の基本的対処方針に基づき対策を実施</li> <li>・市民、事業者等への正確、迅速な情報提供</li> <li>・ワクチン接種、市民の生活支援、要援護者への支援</li> <li>・県、近隣市町村と緊密な連携</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備</li> <li>・医療の提供</li> </ul>
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、電気、ガス、物資、資材等の提供及び供給</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、市民の生活及び経済の安定に寄与する業務も継続</li> </ul>
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における感染対策の実施</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の取得</li> <li>・個人レベルでの感染対策の実施と生活必需品の備蓄</li> </ul>

#### (5) 行動計画の主要7項目及び各段階における対策

発生段階（県の発生段階を参考に区分）	主な対策（主要7項目） 【別表】
① 未発生期	① 実施体制
② 海外発生期	② 情報提供・共有
③ 国内発生期 (県内・市内未発生期)	③ まん延防止に関する措置 ④ 予防接種
④ 県内・市内発生早期	⑤ 市民生活及び市民経済の安定確保
⑤ 県内・市内感染期	⑥ サーベイランスに関する情報収集
⑥ 小康期	⑦ 医療

### 3 筑西市インフルエンザ等対策組織体制

#### (1) 筑西市新型インフルエンザ等対策本部

国の緊急事態宣言時は、市新型インフルエンザ等対策本部を設置

#### (2) 筑西市新型インフルエンザ等対策連絡会議

国の緊急事態宣言がなされていない段階で、新型インフルエンザ等の発生により、市民に対し、生命や健康を脅かす危機的な事態が予測される場合、必要に応じ庁内関係部局における意見調整や情報共有を図るため設置。

#### (3) 新型インフルエンザ等対策検討委員会

有識者等を含め、市の対策等について検討するための必要に応じ設置

発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生期 (県内・市内未発生期)	県内・市内 発生早期	県内・市内感染期	小康期
目的	発生に備えて体制整備 関係機関と連携のもと情報収集	市内発生 の 遅延と早期発見 体制の整備	市内発生に備えて体制整備 市内発生 の 遅延と早期発見	市内の感染拡大の抑制 体制の整備 情報提供	医療体制の維持 健康被害の最小化 市民生活・経済の影響を最小化	市民生活・経済の回復 流行の第二波の備え
対策の考え方	発生に備えて対応体制の準備 市民への継続的な情報提供 県との連携を図り、継続的な情報収集	新たな新型コロナウイルスに対応できるよう国・県と連携する 情報収集体制の強化 国内発生に備えて準備を促す	情報収集体制の強化 市内発生に備えた体制整備 市内発生に備えて準備を促す 住民接種の準備	感染対策の継続 市民への情報提供 市内感染期に備えての体制整備 住民接種の準備・実施	被害軽減 市民への積極的な情報提供 医療体制の負担軽減 医療体制の維持 ライフライン等の事業活動の継続 住民接種の実施	市民生活・経済の回復 市民への情報提供 住民接種の実施
実施体制	行動計画等の作成 体制の整備 関係機関との連携強化	体制の強化	市対策本部の設置 (緊急事態宣言時)	市対策本部の設置 (緊急事態宣言時)	市対策本部の設置	市対策本部の廃止
情報提供・共有	情報提供 体制整備 コールセンターの設置準備	情報提供 情報共有 コールセンター等の設置	情報提供 情報共有 コールセンター等の体制充実・強化	情報提供 情報共有 コールセンター等の継続	情報提供 情報共有 コールセンター等の継続	情報提供 情報共有 コールセンター等の縮小・中止
まん延防止に関する措置	感染対策の準備 防疫措置、疫学調査等への協力	感染対策の実施	市内感染拡大防止策の準備	濃厚接触者対策への協力 市内感染拡大防止策	市内感染拡大防止策	
予防接種	特定接種の準備 住民接種の準備	特定接種の実施 住民接種の準備	特定接種の実施 住民接種の準備	住民接種の実施	住民接種の実施	住民接種の実施
市民生活及び市民経済の安定の確保	要援護者への生活支援の準備 火葬能力等の把握 物資及び資材の備蓄等	遺体の安置対策の準備	遺体の安置対策の準備 市民・事業者への呼びかけ	要援護者への支援 遺体の安置対策の準備 市民・事業者への呼びかけ 水の安定供給 価格の安定	市民・事業者への呼びかけ 水の安定供給 価格の安定 要援護者への支援 遺体の安置対策 埋火葬の特例	要援護者への支援 市民・事業者への呼びかけ
サーベイランスに関する情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集
医療	医療体制の整備への協力	医療機関への情報提供	医療機関への情報提供	医療機関への情報提供	医療体制の維持 在宅療養患者への支援	医療体制の縮小・中止